

議第109号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改める。

第9条の3第1項ただし書中「固体高分子型燃料電池」の右に「又は固体酸化物型燃料電池」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、同条第2項ただし書中「の燃料電池発電設備」の右に「(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池によるものに限る。)」を加える。

第30条の2第1項第5号ア及びイ中「居る」を「いる」に改め、同条第2項第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同項第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同項第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第39条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第13条第1項」を「第13条第2項」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に、「第13条第1項」を「第13条第2項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第46条の3の見出し中「防火管理業務」の右に「及び防災管理業務」を加え、同条に次の1項を加える。

2 令第46条に規定する防火対象物で、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項に規定する防災管理上必要な業務（以下「防災管

理業務」という。)の一部が関係者及び関係者に雇用されている者以外の者に委託されているものの管理について権原を有する者は、防災管理業務の受託者又は当該受託者から派遣される者に対し、防災管理業務が適正に行われるよう必要な教育及び訓練を行わなければならない。

第46条の4第1項各号列記以外の部分中「(規則第3条第8項)」を「(規則第12条第1項第8号)」に、「に規則第3条第8項」を「に同号」に改める。

第49条の2中「ともに,」の右に「当該ディスコ等内において」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(個室型店舗の避難管理)

第49条の3 次に掲げる店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、客の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。以下「遊興個室」という。)の避難通路に面して設ける戸(外開きのものに限る。)を自動的に閉鎖する構造とし、これを適切に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放した場合において避難上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) カラオケボックス
- (2) インターネットカフェ(規則第5条第2項第1号に掲げる店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。)
- (3) 漫画喫茶(規則第5条第2項第1号に掲げる店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。)
- (4) テレフォンクラブ(規則第5条第2項第2号に掲げる店舗をいう。)
- (5) 個室ビデオ(規則第5条第2項第3号に掲げる店舗をいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、遊興個室を設け、当該遊興個室において客の遊興の用に供する設備又は物品を利用させる役務を提供する業務を営む店舗

2 個室型店舗の関係者は、非常時には、直ちに当該個室型店舗内において避難上有効な明るさを保たなければならない。

第53条中「ディスコ等」の右に「, 個室型店舗」を加える。

第54条各号列記以外の部分中「劇場等」の右に「, 個室型店舗」を加え、「生ずる」を「生じる」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「各室」の右に「(遊興個室を含む。)」を加え、「待合所等」を「待合所その他の」に、「ふれやすい」を「触れやすい」に改め、同条第2号中「携行用電燈」を「携行用電灯」に改める。

第54条の5第2項中「第46条の3」を「第46条の3第1項」に改める。

第55条第1項中「除く。)」の右に「のうち, 市長が定めるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第30条の2、第39条、第46条の3、第46条の4、第54条の5及び第55条の改正規定は、公布の日から施行する。

(燃料電池発電設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている固体酸化物型燃料電池による発電設備で火を使用するもの（以下「燃料電池発電設備」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備のうち、この条例による改正後の京都市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(個室型店舗の避難管理に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存する個室型店舗（改正後の条例第49条の3第1項に規定する個室型店舗をいう。以下同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定は、平成23年11月30日までの間は、適用しない。

提案理由

個室型店舗の避難管理の基準を整備する等の必要があるので提案する。